

第 9 回福津市農業委員会総会議事録

開催日時：令和 6 年 9 月 6 日 午後 3 時 10 分から
開催場所：福津市役所別館ホール
出席者：農業委員 11 名、推進委員 10 名、事務局 2 名
欠席者：なし
議事録署名委員：農業委員 2 名

発言者	内容
局長	只今から第 9 回福津市農業委員会総会を開会いたします。 本日の総会は、農業委員全員出席で 11 名です。 よって、福津市農業委員会会議規程第 10 条の定数に達しておりますので、本会議は成立しております事をご報告申し上げます。では、会長ご挨拶をお願いいたします。
会長	〈会長挨拶〉
局長	続きまして、会議規程第 8 条の規定により、会長へ本総会における議長の就任をお願いしたいと思います。
議長	それでは、会議規程第 44 条による本日の議事録署名委員は、10 番、11 番の委員をお願いいたします。本日の議案は先に配布しておりました、日程第 1 議案第 53 号から日程第 9 議案第 61 号の審議をお願いいたします。なお、発言につきましては挙手の後、自己の番号と氏名を告げ、起立の上お願いいたします。また採決は、農業委員のみとなります。
事務局	日程に入る前に、予定しておりました日程第 1 議案第 53 号の番号 4 については取下げとなっております。
議長	それでは、日程第 1 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 1 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
担当委員	駐車場として利用されています。相続されたときに荒廃農地となっており、周辺の方から苦情があり、草刈り、整地され駐車場となったようです。始末書を添付いただき、説明を受けております。

事務局	上下水は前面道路の公共のものへ繋ぎ込み、敷地内に集水桝を設け、雨水は道路側溝へ排水されます。土地代、住居建築費等を上回る融資証明を添付して、資金計画書を提出いただいております。地元水利の承諾をもらわれております。工事計画は、許可後、約 5 か月後の完成となっております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。
農業委員	以前も同様の違反転用の案件があった際には、審議を保留し片付け後、写真を提出させ、審議を行いました。農地に戻せとまでは言いませんが、駐車場としての利用を中止し、ロープや反射板など駐車場としての設備を撤去してからではないと審議できないものと考えます。
推進委員	業者等へ農地に戻せと指導することは難しいですが、草刈りや建物の撤去、施設の撤去などは行って頂き、更地にして申請して頂く事が適当と考えます。
事務局	この件について保留させていただき、申請者に車の撤去、ロープや反射板など駐車場としての設備の撤去をして頂き、改めて確認し、審議を行いたいと考えます。
議長	事務局から提案がありましたが、ご質問や意見などはありませんか。 番号 1 については、保留させていただきます。 それでは、日程第 1 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 2 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	親の土地に子が使用貸借で自己用住宅を建築されます。上下水は前面道路の公共のものへ繋ぎ込み、敷地内に集水桝を設け、雨水は道路側溝へ排水されます。
事務局	住居建築費を上回る融資証明書を添付して、資金計画書を提出いただいております。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 それでは、日程第 1 議案第 53 号農地法第 5 条の規定による許可申請の番号 3 について、事務局の提案をお願いします。
事務局	<議案朗読>
担当委員	畑地で 26 区画の宅地分譲です。上下水は前面道路の公共のものへ繋ぎ込み、側溝を介し、西側の新堤池に雨水を排水されます。
事務局	土地代、造成費を上回る預金残高証明を添付して、資金計画書を提出いただいております。

議長	り、水利関係承諾も貰われております。L型擁壁等による土留め等の被害防除措置をされております。最大で 2.6mの盛土、1mの切土があり、7,000 m²を超える申請面積ですので都市計画との同時許可になる開発許可案件です。 この件について、ご質問や意見などはありませんか。 質問が無いようですので、採決に移ります。この件について賛成と思われる方は挙手をお願いいたします。全員賛成で許可相当といたします。 続きまして、日程第 2 議案第 54 号農地移動適正化あっせん事業売渡申出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	あっせんの申出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 3 議案第 55 号農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	農地法第 4 条の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 4 議案第 56 号農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	農地法第 5 条の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 5 議案第 57 号農地改良行為(客土)に関する届出報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	客土の届出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 6 議案第 58 号非農地証明書の発出にかかる報告について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	非農地証明書の発出です。ご確認をお願いします。 続きまして、日程第 7 議案第 59 号公共事業に関する農地の一時利用届出について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<議案朗読>
議長	公共事業にかかる一時利用です。ご確認をお願いします。

事務局	続きまして、日程第 8 議案第 60 号福津市農用地利用集積計画の策定(農地売買等事業)について、事務局から説明をお願いします。 〈議案朗読〉 7 月 22 日にあっせん委員会を開催し、売買が成立したものです。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。
事務局	続きまして、日程第 9 議案第 61 号福津市農用地利用集積化計画の策定について、事務局から説明をお願いします。 〈議案朗読〉 農用地利用集積化計画の策定です。
議長	この件について、ご質問や意見などはありませんか。 基盤強化法に基づき農業委員会の同意が必要です。質問が無いようですので、採決に移ります。この件について同意される方は挙手をお願いいたします。全員同意ということで担当課へは、特に意見無しと回答します。
事務局	以上で議案の審議はすべて終わりました。 (農地パトロール説明、事務連絡等) 以上を持ちまして第 9 回福津市農業委員会総会を閉会します。 上記の議事録に相違ないことを確認いたしました。 福津市農業委員会 会長